

生活保護法の改正案

【生活保護法の一部を改正する法律案】

<立法の背景・趣旨>

生活保護受給者が、ギャンブルによる浪費等をしてしまうおそれがある。

→ 現行の生活保護法には、生活保護受給者に対して、支出の節約などを求める努力義務の規定があるが、生活保護受給者がぱちんこ屋の客となつてはならないこと等を明確にすべきである。

- 1 被保護者は、ぱちんこ屋その他風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業（金銭給付に係る金銭を用いてその客となることが著しく不適切ではないものとして厚生労働省令で定める営業を除く。）の客となつてはならないこととする。
- 2 被保護者は、勝馬投票券購入禁止規定等（※）を遵守することを規定する。

※「勝馬投票券購入禁止規定等」：

- ① 競馬法上の勝馬投票券・自転車競技法上の車券・小型自動車競走法上の勝車投票券・モーターボート競走法上の舟券の購入禁止に関する規定
- ② 当せん金付証票法上の当せん金付証票・スポーツ振興投票の実施等に関する法律上のスポーツ振興投票券の購入禁止に関する規定

被保護者は、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。（生活保護法第 60 条第 1 項）

＋【新設】

- 1 ぱちんこ屋等の客となることの禁止（第 60 条第 1 項・第 2 項）
- 2 勝馬投票券購入禁止規定等の遵守（第 60 条第 1 項・第 3 項）

保護の実施機関は、これに違反した場合は指導・指示ができ、被保護者が当該指導・指示に従わない場合は保護の停止等ができる。

※施行期日：公布の日から起算して 3 月を経過した日